

施設園芸栽培環境改善支援事業 Q&A（令和8年3月時点）

（問1）本事業はどのような目的で実施されるのか

（答1）

燃料価格の高止まりによる冬季の加温コスト増加や、気候変動に伴う夏季の高温により、従来の栽培管理では収量維持が難しくなっており、施設園芸農家の経営が圧迫されています。そこで、施設園芸農家が行う、栽培環境の改善に向けた設備・資材の導入を補助し、燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善を図ります。

（問2）設備及び資材の更新は補助対象となるのか。

（答2）

いわゆる単純更新（買い替え）は支援対象となりません。

一方、買い替えであっても、既存のものに比べて機能向上（燃料使用料の削減効果向上、遮光率の向上、遮熱性能の向上）が図られる場合は、支援対象とします。この場合、機能向上であると説明できる根拠資料の添付が必要です。

また、既存の設備に増台する場合、増台することで機能向上を図ることができれば、増台分は支援対象となります。

（問3）機能向上のため設備・資材を導入する場合の実施計画書はどのように作成するのか

（答3）

事業実施計画書（別紙1-2）に、既設の設備・資材と併せて、導入予定の設備・資材を記入してください。

（問4）燃料の高騰対策の推進と夏季の高温対策の推進の両方に取り組む場合、支援対象となるか。

（答4）

支援対象となります。その場合、事業実施計画書（別紙1-1）において、成果目標①と②の両方を設定してください。

（問5）同一の経営体から複数の事業申請をすることは可能か

（答5）

1経営体あたりの申請は1回までとします。なお、税務申告を行っている単位を1経営体と判断します。

(問6) 新たに内張設備の多層化に取り組む場合の対象経費いかん。

(答6)

例)

○1層(農ビ)⇒1層(農ビ(買替含む))、2層(中空構造フィルム)

⇒2層目の導入に必要な資材費が支援対象となります。

○1層(農ビ)⇒1層(中空構造フィルム)、2層(中空構造フィルム)

⇒2層目の導入に必要な資材費に加え、1層目の資材費(中空構造フィルム)も支援対象となります。

(問7) ハウスの被覆資材の張り替えは対象となるか。

(答7)

内張カーテンや外張を想定しており、いわゆるハウスの張替は支援対象となりません。

(問8) 内張カーテンや遮光カーテンの巻取り等の器具類は支援対象となるか。

(答8)

巻き取り器具等も支援対象となります。

また、被覆資材の加工費(カット代)も支援対象となります。

(問9) その他燃料使用量の削減に資する設備及び資材とは何か。

(答9)

施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル(農林水産省生産局)に記載されている省エネ化に資する設備及び資材を想定しています。

例) 暖房機の排熱回収装置、多段サーモ装置、作物の局所加温装置等

(問10) 見積書の添付は1社で良いか。

(答10)

原則、複数社の相見積りを行い、事業費の削減に努める必要があります。ただし、該当する設備及び資材を1社しか扱っていない場合を除きます。

(問11) 既に導入した機械設備・資材は、補助対象となるか。

(答11)

交付決定又は交付決定前着手届の提出以降に取り組んだ内容が支援対象となるため、支援対象となりません。

(問 12) 予算額以上の申請があった場合の対応いかん。

(答 12)

申請の総額が予算額を上回った場合については、全ての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付するものとします。また、補助率が2分の1を下回り、内報後の意向確認において事業の取り下げが発生した場合には、補助率を再計算のうえ一律に引き上げて（上限は2分の1）交付します。

(問 13) 導入設備及び資材の納品が終了したが、栽培期間中につき年度内に設置ができない場合の対応いかん。

(答 13)

実績報告時に設備・資材の導入後の成果目標の達成状況を報告いただく必要があることから、原則、当年度の作期終了の1か月前までに設備・資材を設置する必要があります。

ただし、設置工事の遅れ等、やむを得ない場合に限り、設備・資材の設置後の現地確認及び成果目標の達成状況の確認により、年度をまたいでの設置を認めるものとします。

(問 14) 成果目標の達成状況は経営全体として見るのか、あるいは設備・資材を導入した施設のみで見るのか。

(答 14)

原則、設備・資材を導入した施設における成果目標の達成状況を確認しますが、施設ごとに切り分けて確認することが難しい場合は経営全体としての達成状況でも可とします。

(問 15) 成果目標の現状値及び実績の確認に必要な根拠書類はなにか。

(答 15) 燃料使用量の根拠資料としては燃料購入の納品書や領収書、出荷量の根拠資料としては出荷伝票等を想定しています。

(問 16) 観光農園における設備・資材導入は補助対象となるか。

(答 16) 建築確認済の観光農園の施設については、補助対象となります。

(問 17) 細霧冷房装置について、防除と兼用できるタイプのものは補助対象となるか。

(答 17) 防除兼用とされていても、用途によって噴出ノズルの孔径を変える必要がある場合、防除用の孔径の噴出ノズルは対象とできません。完全に兼用できる資材であれば、対象とできます。

(問 18) 加温効果向上を見込んでのダクト導入は補助対象となるか。

(答 18) 補助対象とします。ただし、設置工事費は補助対象外です。

(問 19) 循環扇等の設置数を増やすのは新規設置にあたるか、それとも機能向上か

(答 19) 機能向上に該当し、説明資料の提出が必要となります。

(例) 温室内の温度ムラの解消のため、平成〇年に循環扇を〇台導入した。当初、〇℃を維持できるように試算の上、循環扇の設置数を決定したが、近年、燃料価格の高騰から暖房の使用量を抑えているため、温室内の暖房機から遠い箇所(図示する)において、〇℃を維持できておらず、〇〇の生育に影響している。このため、温室内の〇〇箇所(図示する)に循環扇を増設し、温室全体で〇℃の維持を図る。

(問 20) 本社住所とハウスの所在地が異なる市・町の経営体の場合、窓口となる県事務所はどこか？

(答 20) 設備・資材を導入する施設が管内に所在する県事務所で担当いただきます。

(問 21) 内張を機能向上するのに伴い、ハウスパイプの補強工事が必要となる。補強用の部材は補助対象にならないか。

(答 21) 成果目標の達成に直接資する設備・資材のみ対象とし、補強用の部材は対象外とします。

(問 22) 仮に、事業費 100 万円の実施計画が補助率 40% (補助金額 40 万円)、での採択となり、事業着手後、見積もり差額により事業費が 80 万円に下がった場合、補助金額は・40 万円・32 万円のどちらになるか。

(答 22) 記載事例の場合、最終的な事業費の補助率 40%は変わらないため、32 万円です。

(問 23) 遮熱塗料は補助対象になるか。

(答 23) 消耗品は補助対象外です。

(問 24) ハウスの構造を 1 層から 2 層構造に改造する場合、2 層目のカーテンを吊るすコードは対象となるか？

(答 24) 補助対象とします。ただし、設置工事費は補助対象外です。

(問 25) 新たにハウスを導入する場合や、新規に経営へ取り組む場合など、実績がなく成果目標の現状値を記載できないときは、どのように対応すればよいか。

(答 25) 実績がなく現状値を記載できない場合は、営農計画や経営収支計画など、参考にできる他の計画をもとに数値を設定してください。

(問 26) ハウスの天窓の開閉装置について、故障による更新や、手動から自動への切り替えは補助対象となるか。

(答 26) 手動・自動を問わず、既に開閉装置が設置されている場合（故障している場合も含む）は、本事業の対象外と判断しています。
ただし、これまで開閉装置がなかった施設に、高温対策として新規に開閉装置を取り付ける場合は対象となります。

(問 27) 問 7 で「外張を想定、ハウスの張替は対象外」とありますが、外張ビニールの機能向上であれば対象になりますか？

(答 27) 園芸施設の保温性の向上を図る被覆資材「外張資材」について、本事業ではハウスを多層化するためのビニールなどの資材を対象としており、農林水産省が発行している施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル 26 ページの資材などを想定しています。ハウス本体の張替などは対象外としていますのでご了承ください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-112.pdf>